

# 《会 則》

## コウフ・フィールド株式会社 安全衛生協力会 ～ 厚友会 ～

### 第1条（名称、所在地）

1. 本会は、厚友会(コウユウカイ)と称する。
2. 事務局はコウフ・フィールド株式会社の本社内に置き、本会の日常事務を処理する為に、事務局業務はコウフ・フィールド株式会社に委託する。

### 第2条（構成）

1. 本会は、コウフ・フィールド株式会社(以下、「会社」という)及び会社の協力業者で構成する。
2. 資産構成は次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 会費
  - (2) 寄付金品
  - (3) その他の収入

### 第3条（目的）

1. 本会は、会員企業の連携強化・成長発展をベースに、現場作業の安全を確保し、無事故無災害を達成するため、会社と協力してより快適な職場環境づくりを目指し、安全衛生活動を推進することをその目的とする。

### 第4条（事業）

1. 本会は前条の目的を達成するために会社と協力して、次の事業を行う。
  - (1) 会員企業・事業所の成長発展及び安全衛生に関する事項
  - (2) その他、役員会で決議した事項等

### 第5条（会員）

1. 本会の会員は工事に関する取引をもって入会とする。
  - (1) 会員の中で、毎年4月1日を起点とし、会社と過去2ヶ年以上取引のないもの(会費の徴収がないもの)については、自然退会とする。
  - (2) 廃業等があれば自然退会とする。
2. 会員は、第13条に定める会費を納入しなければならない。

### 第6条（役員会）

1. 本会は事業の円滑なる運営をはかるための運営機関として「役員会」を設置する。
2. 役員会は次の役員で構成される。
  - (1) 会長……1名
  - (2) 常任委員…若干名

第7条（役員の職務）

1. 各役員の職務は、次の通りとする。
  - (1) 会長……本会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 常任委員…役員会の構成員として、会務の執行を審議決定する。

第8条（役員の任期及び欠員の補充）

1. 役員の任期は2年とし、総会で承認するが、任期満了時の再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは、役員会において補欠選任を行い、その任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（総会）

1. 総会は安全大会を兼ねて開催する。
2. 総会は毎年1回、6月～7月頃に開催し、次の事項を審議する。
  - (1) 決算及び事業報告
  - (2) 予算案及び事業計画案
  - (3) 役員の選出
  - (4) 会則の改定
  - (5) その他本会の事業運営に関して必要事項

第10条（総会の決議事項）

1. 総会の議事は出席会員の過半数をもって決議する。但し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第11条（役員会）

1. 役員会は必要に応じ会長（又はコウフ・フィールド株式会社の社長）がこれを招集し、出席役員の過半数をもって決議する。
2. 役員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 総会に討議すべき事項
  - (2) 本会の目的達成に必要な事項
  - (3) その他役員又は会員からの提案事項

第12条（事業年度）

1. 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（会費の徴収）

1. 本会で徴収する協年会費の計算及び徴収方法は、次の通りとする。
  - (1) 会費
    - ① 会社との取引金額(税抜き)の 2/1,000 とする。
    - ② 会費1円未満は切り捨てとする。
    - ③ 会社との月間の取引金額30万未満時は徴収をしない。

2. 会費の徴収は、会社から会員に支払われる支払代金から、月毎に相殺する。

#### 第14条（弔慰）

1. 会員の弔慰については、次の通り定める。
  - (1) 弔慰の範囲は会員の一親等（親・配偶者・子）とする。
    - ① 会員の定義は、「厚友会員企業の代表取締役」及び「厚友会役員個人」とする。
  - (2) 弔慰は弔電及び御香典とする。
    - ① 供花は原則として行わないが、臨時役員会又は厚友会会長の判断とする。
  - (3) 弔電及び御香典は、「コウフ・フィールド株式会社 安全衛生協力会 厚友会」とする。
2. 会員の弔慰については、事務局（会社）に連絡があった場合のみとする。

#### 第15条（定めのない事項の決定）

1. 本規定に定めのない事項については、役員会において審議・決定する。

#### 第16条（付則）

1. 本規定は設立総会時の承認月をもって施行する。

#### （改定履歴）

1. 2006年6月総会にて
  - ①年会費の廃止及び入会金の創設
  - ②弔慰の内容明確化
2. 2009年5月総会にて
  - ①会員区分の見直し（1号会員と2号会員）
3. 2016年7月総会にて
  - ①会員区分の見直し
  - ②会費の見直し
  - ③監査役の非設置

以上